

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 今後の改正スケジュール ～個人課税関連～

個人課税関係の今後の主な改正スケジュール、少額投資非課税制度(NISA)の概要はつぎのとおりです。

1 主な改正スケジュール

	項目	改正前	改正後
2014/1/1 ～	上場株式等の譲渡所得、配当所得の軽減税率の廃止	10% (所得税7%+住民税3%)	20% (所得税15%+住民税5%)
	少額投資非課税制度(NISA)の開始 (概要は以下2ご参照)	—	上場株式等の譲渡所得、配当所得が一定額まで非課税
2014/4/1 ～	住宅ローン減税の拡充(～2017.12.31迄に居住の用に供した場合)	借入限度額：2,000万円 控除限度額：20万円/年 (最大控除額：200万円/10年)	借入限度額：4,000万円 控除限度額：40万円/年 (最大控除額：400万円/10年)
	ゴルフ会員権等の譲渡損の損益通算の廃止	ゴルフ会員権等の譲渡損を 給与所得等から控除可能	ゴルフ会員権等の譲渡損を 給与所得等から控除不可
2015/1/1 ～	所得税の最高税率の引上げ	1,800万円超 40%	4,000万円超 45%
	相続税の最高税率の引上げ	3億円超 50%	6億円超 55%
	相続税の基礎控除額の引下げ	5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人の数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人の数
	贈与税の最高税率の引上げ		
	①20歳以上の者が親、祖父母からの贈与	1,000万円超 50%	4,500万円超 55%
	②①以外	同上	3,000万円超 55%
2016/1/1 ～	相続時精算課税制度の見直し 受贈者の範囲 贈与者の年齢要件	20歳以上の推定相続人 65歳以上	20歳以上の推定相続人と孫 60歳以上
	国債、公募公社債(投信)等の所得に対する課税の見直し	利子所得：源泉分離 譲渡所得：非課税	利子所得：申告分離(※2) 譲渡所得：申告分離(※3)
	上場株式と非上場株式の譲渡損益の損益通算の廃止	上場株式と非上場株式の譲渡損益の損益通算可能	上場株式と非上場株式の譲渡損益の損益通算不可
	給与所得控除の上限の引下げ①		1,200万円超 230万円
2017/1/1 ～	給与所得控除の上限の引下げ②	1,500万円超 245万円	1,000万円超 220万円

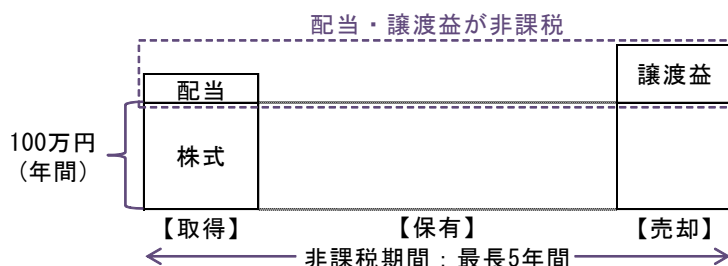
※1 所得税については復興特別所得税(所得税×2.1%)が加算されます。

※2 上場株式の譲渡損と通算することが可能となります。

※3 譲渡損が生じた場合には、上場株式の譲渡益と通算することが可能となります。

2 少額投資非課税制度(NISA)の概要

NISAとは、非課税口座で管理される上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益について、毎年、新規投資額で100万円を上限に非課税となる制度です。



- ・同時に投資できる総額は最大500万円
→100万円×5年間(非課税期間)
- ・非課税口座の譲渡損はないものとされます
→特定口座等の配当、譲渡益の通算は不可
- ・非課税期間の途中売却は自由
→売却部分の枠は再利用不可

お見逃しなく！

- ・2015/1/1からの相続税・贈与税の改正の詳細は2013年3月号「2013年度税制改正大綱～相続税関連～」(<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/mr.html>)をご覧ください。